

犬山市議会第59号議案

犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年6月5日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

犬山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の犬山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた犬山市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の犬山市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

○犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>